

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-2-4(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物に反映する事業変更許可申請書の内容 (設計図書等の添付書類 (其の四) 図面) (1/13)

Table with multiple columns: 変更前 (Before Change), 変更後 (After Change), and 変更理由 (Reason for Change). The table lists various construction items and their specifications.

表1-2-4(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・構築物に反映する事業変更許可申請書の内容 (設計図書等の添付書類 (其の四) 図面) (1/13)

Table with multiple columns: 変更前 (Before Change), 変更後 (After Change), and 変更理由 (Reason for Change). This table is a more detailed version of the one on the left, showing specific changes and reasons.

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更理由

表2 事業許可との相違点リスト (3/12)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計		
建物 高圧ガス貯蔵所 障壁	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (抜粋) (2) 人為事象による外部からの衝撃による損傷防止 e. 敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発 敷地内に設置されているA重油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(1)、灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)及び(3)、液化アンモニアを取り扱う高圧ガス製造所、液化プロパンガスを貯蔵するLPガス供給設備、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所及びそれらの輸送車両を選定し、火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。【P.27】</p>	<p>(添五)-表2.2 対象となる施設及び追加の安全対策 高圧ガス貯蔵所 高圧ガス保安法に基づき、障壁(鉄筋コンクリート製)及び鉄製厚で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方方向に解放される設計とする。 【P.(添五)-468】</p>	<p>資料5建(外部からの衝撃による損傷の防止) [8.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。</p> <p>添付説明書-建5(外部火災・爆発による損傷防止に関する説明書) 添説建5-1表 危険物(施設・車両)の仕様と各建物①~⑥に対する火災・爆発評価結果</p> <p>高圧ガス貯蔵所 水素供給設備障壁があるため影響はない。</p>	<p>事業許可の高圧ガス貯蔵所の詳細設計において、以下の理由により変更した。 -高圧ガス貯蔵所で爆発が発生しても、水素トレーラ出入口方向の水素ガス爆発の影響範囲には、核燃料物質を内包する設備が設置されている建物がないため、鉄扉を設置しない設計とした。</p> <p>核燃料物質を内包する設備が設置されている建物がある方向は障壁(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方方向に解放される設計としており、建物の外壁が損傷しない設計としていることから、事業許可と整合している。</p>
非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (二)火災及び爆発の防止に関する構造 (抜粋) (2)火災の感知及び消火 ・火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。【P.17】</p> <p>チ. 火災・爆発に対する安全設計 (イ)火災防護設計 (2)火災の感知及び消火 ・火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき警戒区域を設定し、消防法の設置基準に従って自動火災報知設備を設置する設計とする。火災感知器及び発信器の配置図を【別添チ-2】に示す。 【P.(添五)-50】</p>	<p>別添チ-2 火災感知器及び発信器の配置図(シリンダ洗浄棟、劣化・天然ウラン倉庫、第1廃棄物処理所及び第2廃棄物処理所) 【P.(添五)-318】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置設備の種類と員数 ・感知器(煙): 8個(1階:2個、2階:6個) ・感知器(熱) 13個(1階:7個、2階:6個) ・感知器(空気管式): 1基(1階) 	<p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(10/17) 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置設備の種類と員数 ・感知器(煙): 2個(1階) ・感知器(熱) 7個(1階) ・感知器(空気管式): 5基(1階:1基、2階:4基) 	<p>付属建物第2廃棄物処理所の詳細設計において、以下の理由により変更した。 -第2廃棄物処理所は、飛散防止用防護ネットの設置に伴い、煙感知器、熱感知器のメンテナンスが難しくなるため、メンテナンス性に優れた空気管式に変更する。</p> <p>自動火災報知設備の感知器の種類と員数を変更しても、消防法施行規則第二十三条に基づいていること、及び所轄消防の了解を取得していることから、事業許可と整合している。</p>

[凡例]
 ・下線: 要箇所
 ・青字: 変更点

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表2 事業許可との相違点リスト (3/12)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
建物 高圧ガス貯蔵所 障壁	<p>ロ. 加工施設的一般構造 (ト) その他の主要な構造 (抜粋) (2) 人為事象による外部からの衝撃による損傷防止 e. 敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発 敷地内に設置されているA重油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(1)、灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)及び(3)、液化アンモニアを取り扱う高圧ガス製造所、液化プロパンガスを貯蔵するLPガス供給設備、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所及びそれらの輸送車両を連動し、火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。【P.27】</p>	<p>(添五)-表2.2 対象となる施設及び追加の安全対策 高圧ガス貯蔵所 高圧ガス保安法に基づき、障壁(鉄筋コンクリート製)及び鉄製扉で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方向に解放される設計とする。 【P.(添五)-468】</p>	<p>資料5建(外部からの衝撃による損傷の防止) [8.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。 添付説明書一建5(外部火災・爆発による損傷防止に関する説明書) 添説建5-1表 危険物(施設・車両)の仕様と各建物①~⑥に対する火災・爆発評価結果 高圧ガス貯蔵所 水素供給設備障壁があるため影響はない。</p>	<p>事業許可の高圧ガス貯蔵所の詳細設計において、以下の理由により変更した。 -高圧ガス貯蔵所で爆発が発生しても、水素トレーラ出入口方向の水素ガス爆発の影響範囲には、核燃料物質を内包する設備が設置されている建物がないため、鉄扉を設置しない設計とした。 核燃料物質を内包する設備が設置されている建物がある方向は障壁(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方向に解放される設計としており、建物の外壁が損傷しない設計としていることから、事業許可と整合している。</p>
非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備	<p>ロ. 加工施設的一般構造 (二)火災及び爆発の防止に関する構造 (抜粋) (2)火災の感知及び消火 ・火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。【P.17】 子. 火災・爆発に対する安全設計 (イ)火災防護設計 (2)火災の感知及び消火 ・火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき警報区域を設定し、消防法の設置基準に従って自動火災報知設備を設置する設計とする。火災感知器及び発信器の配置図を【別添f-2】に示す。 【P.(添五)-50】</p>	<p>別添f-2 火災感知器及び発信器の配置図(シリンダ洗浄棟、劣化・天然ウラン倉庫、第1廃棄物処理所及び第2廃棄物処理所) 【P.(添五)-318】 ・設置設備の種類と員数 ・感知器(煙):8個(1階:2個、2階:6個) ・感知器(熱)13個(1階:7個、2階:6個) ・感知器(空気管式):1基(1階)</p>	<p>表ト建一1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(10/17) 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・設置設備の種類と員数 ・感知器(煙):2個(1階) ・感知器(熱)8個(1階) ・感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基)</p>	<p>付属建物第2廃棄物処理所の詳細設計において、以下の理由により変更した。 -第2廃棄物処理所は、飛散防止用防護ネットの設置に伴い、煙感知器、熱感知器のメンテナンスが難しくなるため、メンテナンス性に優れた空気管式に変更する。 -第2廃棄物処理所の油圧ユニット送熱板に感知器を追加する。 自動火災報知設備の感知器の種類と員数を変更しても、消防法施行規則第二十三条に基づいていること、及び所轄消防の了解を取得していることから、事業許可と整合している。</p>

【凡例】
・下線:要箇所
・青字:変更点

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(14/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{200}	粉末受けホッパ(ワラン粉末配管システムを含む)	粉末受けホッパ	改造				3				○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{201}	充填ボックス												認可番号 6次:- 7次:-
{202}	イオン交換装置(吸着塔)(廃液配管系統、乾燥空気配管系統、水配管システムを含む)	イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{203}	堰(ワラン回収第2系列-1)	堰(ワラン回収第2系列-1)	新設										認可番号 6次:- 7次:-
{204}	溢漏水検知警報設備												認可番号 6次:-
{205}	フードボックス(イオン交換装置)	イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{206}	酸洗装置(硝酸ワラン配管システムを含む)	酸洗装置	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{207}	オーバーフロー液受槽	オーバーフロー液受槽	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{208}	IL:オーバーフロー液受槽液位高インターロック												認可番号 6次:-
{209}	堰(ワラン回収第2系列-2)<酸洗装置、溶出槽、中間槽、溶出液受槽、リサイクル液受槽、洗浄液受槽、沈殿槽、ろ液受槽、清澄液受槽>	堰(ワラン回収第2系列-2)	新設										認可番号 6次:- 7次:-
{210}	溢漏水検知警報設備												認可番号 6次:-
{211}	投入ボックス(粉末配管システムを含む)	投入ボックス(1) 投入ボックス(2)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{212}	溶出槽(硝酸ワラン配管系統、乾燥空気配管システムを含む)	溶出槽(1) 溶出槽(2)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{213}	抽出ボックス	抽出ボックス(1) 抽出ボックス(2)	変更なし			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{214}	中間槽(硝酸ワラン配管系統、乾燥空気配管システムを含む)	中間槽(1) 中間槽(2)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{215}	ろ過器	ろ過器(中間槽)(1) ろ過器(中間槽)(2)	変更なし			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{216}	IL:中間槽液位高インターロック	中間槽(1) 中間槽(2)	改造										認可番号 6次:-

4475

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(14/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{200}	粉末受けホッパ(ワラン粉末配管システムを含む)	粉末受けホッパ	改造				3						認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:- 7次:-
{201}	充填ボックス												認可番号 6次:- 7次:-
{202}	イオン交換装置(吸着塔)(廃液配管系統、乾燥空気配管系統、水配管システムを含む)	イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{203}	堰(ワラン回収第2系列-1)	堰(ワラン回収第2系列-1)	新設										認可番号 6次:- 7次:-
{204}	溢漏水検知警報設備												認可番号 6次:-
{205}	フードボックス(イオン交換装置)	イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{206}	酸洗装置(硝酸ワラン配管システムを含む)	酸洗装置	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{207}	オーバーフロー液受槽	オーバーフロー液受槽	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{208}	IL:オーバーフロー液受槽液位高インターロック												認可番号 6次:-
{209}	堰(ワラン回収第2系列-2)<酸洗装置、溶出槽、中間槽、溶出液受槽、リサイクル液受槽、洗浄液受槽、沈殿槽、ろ液受槽、清澄液受槽>	堰(ワラン回収第2系列-2)	新設										認可番号 6次:- 7次:-
{210}	溢漏水検知警報設備												認可番号 6次:-
{211}	投入ボックス(粉末配管システムを含む)	投入ボックス(1) 投入ボックス(2)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{212}	溶出槽(硝酸ワラン配管系統、乾燥空気配管システムを含む)	溶出槽(1) 溶出槽(2)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{213}	抽出ボックス	抽出ボックス(1) 抽出ボックス(2)	変更なし			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{214}	中間槽(硝酸ワラン配管系統、乾燥空気配管システムを含む)	中間槽(1) 中間槽(2)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{215}	ろ過器	ろ過器(中間槽)(1) ろ過器(中間槽)(2)	改造			3							認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-
{216}	IL:中間槽液位高インターロック	中間槽(1) 中間槽(2)	改造										認可番号 6次:-

4475

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(37/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{598}	洗浄残渣貯蔵槽										認可番号 7次:-	
{599}	洗浄残渣コンベア									3	認可番号 6次:- 7次:-	
{600}	チャッキングリフト									3	認可番号 6次:- 7次:-	
{601}	棚搬入コンベア									3	認可番号 6次:- 7次:-	
{602}	SUS容器用台車(5)										認可番号 7次:-	
{603}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{604}	洗浄残渣明替フードボックス									3	認可番号 6次:- 7次:-	
{605}	洗浄残渣乾燥機(乾燥バットを含む)									3	認可番号 6次:- 7次:-	
{606}	回転混合機(金属容器(粉末)混合)									3	認可番号 6次:- 7次:-	
{607}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{608}	気体廃棄設備(1)	気体廃棄設備(1)	-			3	3			○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
{609}	給気ファン(空調機給気ファン含む)	給気ファン	改造、変更なし			3	3				○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン	改造、変更なし			3	3				○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(2))	改造			3	3				○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{610}	排気ファン	排気ファン	改造、変更なし			3					○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン	改造			3					○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造			3					○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-

4498

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(37/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{598}	洗浄残渣貯蔵槽										認可番号 7次:-	
{599}	洗浄残渣コンベア										認可番号 6次:- 7次:-	
{600}	チャッキングリフト										認可番号 6次:- 7次:-	
{601}	棚搬入コンベア										認可番号 6次:- 7次:-	
{602}	SUS容器用台車(5)										認可番号 7次:-	
{603}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{604}	洗浄残渣明替フードボックス										認可番号 6次:- 7次:-	
{605}	洗浄残渣乾燥機(乾燥バットを含む)										認可番号 6次:- 7次:-	
{606}	回転混合機(金属容器(粉末)混合)										認可番号 6次:- 7次:-	
{607}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{608}	気体廃棄設備(1)	気体廃棄設備(1)	-			3	3				○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{609}	給気ファン(空調機給気ファン含む)	給気ファン	改造、変更なし			3	3				○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン	改造			3	3				○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(2))	改造			3	3				○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{610}	排気ファン	排気ファン	改造、変更なし			3					○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン	改造			3					○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造			3					○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-

4498

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[898]	消火器	消火器	変更なし						2	0	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし						2	0	シリンダ洗浄機 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし						2	0	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし								第3燃焼炉倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし							0	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
[899]	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-	0	2	2	2	0	0	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設	0						廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-	
			変更なし		0					加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-	
			撤去及び改造			2	0			工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設及び改造			2	0			工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設及び改造			2	0			工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	

4522

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[898]	消火器	消火器	変更なし						2	0	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし						2	0	シリンダ洗浄機 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし						2	0	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし								第3燃焼炉倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし							0	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
[899]	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-	0	2	2	2	0	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設	0						廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-	
			変更なし		0					加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-	
			撤去、 <u>増設</u> 及び改造			2	0			工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設及び改造			2	0			工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設及び改造			2	0			工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	

4522

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表3-1 設工認申請対象の申請状況(62/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	設工認名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設及び改造			2	○				放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			改造			2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			改造				2	○				第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設				2	○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設						○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-	
			増設							○		発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-	
			変更なし						2	○			第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			改造						2	○			第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし							2	○		シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし							2	○		第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			増設								○		第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:- 7次:-
												○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
						変更なし						○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
										○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(62/77)

安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	設工認名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[900]	火災感知設備	火災感知設備	増設及び改造			2	○				放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-			
			改造及び増設			2	○					除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			改造					2	○			第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			増設						2	○		容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			増設								○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-		
			増設									○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-	
			変更なし							2	○		第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			改造及び増設							2	○		第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			変更なし								2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			変更なし								2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
			増設									○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:- 7次:-	
													○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
						変更なし							○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
										○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-			

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

4523

4523

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(66/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
(904)	誘導灯	誘導灯	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-
			変更なし		2						加工機成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-
			変更なし			2	○				工場種転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○				工場種成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○				工場種組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○				放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし				2	○			第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし				2	○			容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設					○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設						○		発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-
			変更なし					2	○		第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし					2	○		第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-

4527

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(66/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
(904)	誘導灯	誘導灯	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号 7次:-
			変更なし		2						加工機成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号 7次:-
			変更			2	○				工場種転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○				工場種成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○				工場種組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○				放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし			2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし				2	○			第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			変更なし				2	○			容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設					○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-
			増設						○		発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-
			変更なし					2	○		第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
			変更なし					2	○		第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-

4527

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考						
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次							
(905)	安全避難通路	安全避難通路	増設								○	○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-				
			増設										○	○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-		
			増設											○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 6次:- 7次:-	
			増設											○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 6次:- 7次:-	
			増設											○	○	シリンダ洗浄機 認可番号 6次:- 7次:-	
			増設												○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:- 7次:-
			増設												○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:- 7次:-
															○	○	第3燃料倉庫 認可番号 7次:-
			増設												○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
												○	○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-			
(906)	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	変更なし									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考						
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次							
(905)	安全避難通路	安全避難通路	増設									○	○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号 7次:-			
			増設											○	○	発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-	
			増設											○	○	第1廃棄物処理所 認可番号 6次:- 7次:-	
			増設											○	○	第2廃棄物処理所 認可番号 6次:- 7次:-	
			増設											○	○	シリンダ洗浄機 認可番号 6次:- 7次:-	
			増設												○	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:- 7次:-
			増設												○	○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:- 7次:-
															○	○	第3燃料倉庫 認可番号 7次:-
			増設												○	○	原料貯蔵所 認可番号 6次:- 7次:-
												○	○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-			
(906)	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	改造										○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-		

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(69/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[907]	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		ICP質量分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		ICP発光分光分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		自動水分分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		炭素・硫黄同時分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		自動ハロゲン分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		α線スペクトル分析装置	変更なし						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		養水タンク	改造						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		サンプル保管庫	新設						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		[908]	物性測定設備	比表面積測定装置	変更なし						○	○
嵩密度測定装置	変更なし								○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
平均粒径測定装置	改造								○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[909]	試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	改造						○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[910]	窒素供給設備									3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[911]	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)			3						3	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-

4530

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(69/77)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更区分	申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
				1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[907]	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		ICP質量分析装置	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		ICP発光分光分析装置	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		自動水分分析装置	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		炭素・硫黄同時分析装置	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		自動ハロゲン分析装置	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		α線スペクトル分析装置	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		養水タンク	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		サンプル保管庫	新設							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
		[908]	物性測定設備	比表面積測定装置	改造							○	○
嵩密度測定装置	改造									○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
平均粒径測定装置	改造									○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[909]	試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	改造							○	○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
[910]	窒素供給設備										3	○	認可番号 6次:- 7次:-
[911]	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)			3						3	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	

4530

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設計技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(1/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

仕様表No.	設計番号	変更区分	適用No.																							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表イ建-1	工場棟 転換工場	改造	3.2-1	4.1-1																						
表ハ建-1	工場棟 成型工場	改造	4.1-2	4.1-3																						
表イ建-1-1	工場棟 組立工場	改造	4.1-4	4.1-5																						
表イ建-1-2	独立遮断壁	改造																								
表ヘ建-1-1	付属建物 第2燃料倉庫	改造	4.3-1	4.3-2																						
表ヘ建-1-2	付属建物 容器管理棟	改造	4.3-3	4.3-4																						
表ト建-1-1	放射線管理棟	改造	4.3-5	4.3-6																						
表ト建-1-2	付属建物 放射線管理棟前室	新設																								
表ト建-1-3	付属建物 除染室・分析室	改造	4.3-7	4.3-8																						
表イ建-1 工場棟 転換工場	非常用通報設備 非常ヘル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	消火設備 消火器	増設																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	撤去及び改造																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	改造																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
緊急対策設備(2) 環(内部溢水止水用)	新設																									
表ハ建-1 工場棟 成型工場	非常用通報設備 非常ヘル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	消火設備 消火器	増設																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改造																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
緊急対策設備(2) 環(内部溢水止水用)	新設																									

注1: 非管理区域から第2管理区域へ管理区域区分を変更
 注2: 工場棟組立工場の溢水防区画4に容器管理棟前室を含む
 注3: 容器管理棟前室のみ含む
 注4: 放射線管理棟前室は遮断口のみ設置
 注5: 第1管理区域である放射線管理棟乗降一時貯蔵所のシャッター開放時に負圧を維持
 *1: 環に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
 *2: 環に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
 *3: 工場棟転換工場に新設する鉄扉(SD-1, SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)
 *4: 工場棟組立工場に新設する鉄扉(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)
 *5: 付属建物容器管理棟に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)
 *6: 付属建物除染室・分析室に新設する鉄扉(SD-220)は次回以降申請(図イ建-9参照)
 *7: ガラリ部の火災区域境界は気体検出設備で構成される。気体検出設備は次回以降申請
 *8: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請
 *9: 気体検出設備(1)(2)は次回以降申請
 *10: 気体検出設備(1)(2)は次回以降申請
 *11: 配線工場地下ピット(ピット内液面収容系統合も)は次回以降申請
 *12: 周辺に設置する遮断壁は、次回以降申請
 *13: 防塵フェンスは次回以降申請
 *14: ロータリキルンは次回以降申請
 *15: 気流輸送設備の周辺に設置する配管カバーは次回以降申請
 *16: 評価対象設備の維持管理は次回以降申請
 *17: 防火水櫃、可搬消防ポンプは次回以降申請
 *18: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
 *19: 評価対象設備の維持管理は次回以降申請
 *20: 防火水櫃、可搬消防ポンプは次回以降申請
 *21: 非常用通報設備の維持管理は次回以降申請
 *22: 非常用通報設備の維持管理は次回以降申請
 *23: 非常用通報設備の維持管理は次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
 ◎: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり 注6

注6: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部品に關して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 設計技術基準が変更または追加されている項目

非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(1/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

仕様表No.	設計番号	名称	変更区分	規格No.																						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表イ建-1	工場棟 転換工場	改修	+21																							
表ハ建-1	工場棟 成型工場	改修	+21																							
表チ建-1-1	工場棟 組立工場	改修	+21																							
表ニ建-1-2	独立遮音壁	改修																								
表ヘ建-1-1	付属建物 第2放射線管理棟	改修	+21																							
表ヘ建-1-2	付属建物 放射線管理棟	改修																								
表ト建-1-1	放射線管理棟	改修																								
表ト建-1-2	付属建物 放射線管理棟前室	新設																								
表ト建-1-3	付属建物 除染室・分析室	改修	+21																							
表イ建-1 工場棟 転換工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	消火設備 消火器	増設																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改修																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	改修																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	改修																								
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
緊急対策設備(3) 煙(内部温・水止)用	新設																									
表ハ建-1 工場棟 成型工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	消火設備 消火器	増設																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改修																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
緊急対策設備(3) 煙(内部温・水止)用	新設																									

注1: 非常用通報設備から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
 注2: 工場棟組立工場の溢水対策区画4に放射線管理棟前室を含む
 注3: 放射線管理棟前室のみ含む
 注4: 放射線管理棟前室は遮音壁のみ設置
 注5: 第1種管理区域である放射線管理棟前室一時貯蔵所のシャッター解放時に負圧を維持
 注6: 煙に設置する屋外消火栓は次回以降申請

*7: ガラリ部の火災区域境界は気体検出設備で構成される。気体検出設備は次回以降申請
 *9: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請
 *10: 気体検出設備(1)(2)は次回以降申請
 *11: 放射線管理棟地下ピット(ピット内液漏の配管系統含む)は次回以降申請
 *12: 周辺に設置する遮音壁は、次回以降申請

*14: ローリーキルンは次回以降申請
 *15: 気流検出設備の周囲に設置する配管カバーは次回以降申請

*17: 放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン量測定、及びクレーンは次回以降申請
 *18: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
 ◎: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり 注6

注6: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(3/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

Table with columns for material No., design No., and various equipment types (e.g., fire alarm, fire extinguisher, emergency lighting). It contains a grid of symbols (circles, squares, dots) indicating compliance or changes.

- 注1: 非常用通報設備は第2層管理区域へ管理区域区分を変更
注2: 工場棟独立工場の過水防護設備4に容器管理前室を含む
注3: 容器管理前室のみ含む
注4: 放射線管理前室は避難口のみ設置
注5: 第1層管理区域である放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所のシャッター解放時に負圧を維持
注6: 壁に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
注7: ガレリ部の火災区域境界は気体検出設備で構成される。気体検出設備は次回以降申請
注8: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請
注9: 気体検出設備(1)(2)は次回以降申請
注10: 緊急対策設備(1)は次回以降申請
注11: 軽便工場地下ピット(ピット内送風配管系統含む)は次回以降申請
注12: 周辺に設置する遮熱型は、次回以降申請
注13: ロータリーキルンは次回以降申請
注14: 気流輸送設備の周囲に設置する配管カバーは次回以降申請
注15: 放射性廃棄物の薬液貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン量測定、及びクレーンは次回以降申請
注16: タストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
注17: 放射線測定器の薬液貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン量測定、及びクレーンは次回以降申請
注18: タストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請

Legend for symbols:
○: 設計変更なし+工事なし
○: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり 注6
■: 本加工施設では該当しない項目
■: 設工認技術基準が変更または追加されている項目

Table titled '新たに規制対象となる施設' listing equipment types like '非常用通報設備', '緊急対策設備(1)', etc.

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(3/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
																								設計項目
仕様書No.	設計番号	変更区分																						
表ト建-1-1	放射線管理棟	非常用通報設備 放送設備	変更なし																					
		非常用通報設備 通信連絡設備	増設																					
		消火設備 屋外消火栓	変更なし																					
		消火設備 消火器	増設																					
		自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改修																					
		自動火災報知設備 警報設備	変更なし																					
		緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																					
		緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																					
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																					
		緊急対策設備(3) 堰(内部温水止水用)	新設																					
		表ト建-1-2	放射線管理棟前室	非常用通報設備 放送設備	増設																			
				消火設備 屋外消火栓	変更なし																			
消火設備 消火器	増設																							
自動火災報知設備 火災感知設備	増設																							
自動火災報知設備 警報設備	増設																							
緊急対策設備(1) 非常用照明	増設																							
緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																							
緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																							
緊急対策設備(3) 堰(内部温水止水用)	新設																							
表ト建-1-3	除染室・分析室			非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																			
				非常用通報設備 放送設備	変更なし																			
				非常用通報設備 通信連絡設備	増設																			
		消火設備 屋外消火栓	変更なし																					
		消火設備 消火器	増設																					
		自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改修																					
		自動火災報知設備 警報設備	変更なし																					
		緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																					
		緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																					
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																					
		緊急対策設備(3) 堰(内部温水止水用)	新設																					

注1: 非常管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
 注2: 工場棟立工場の温水防凍区画4に容積管理棟前室を含む
 注3: 容積管理棟前室のみ含む
 注4: 放射線管理棟前室は避難口のみ設置
 注5: 第1種管理区域である放射線管理棟奥物貯蔵所のシャッター解放時に負圧を維持
 注6: 堰に設置する雨水検知警報設備は次回以降申請
 注7: ガタリ部の火災区域境界は気体検出設備で構成される。気体検出設備は次回以降申請
 注8: フィルタ(特設除塵用)は次回以降申請
 注9: 気体検出設備(1)(2)は次回以降申請
 注10: 気体検出設備(1)(2)は次回以降申請
 注11: 船舶工場地下ピット(ピット内液面回収配管系統含む)は次回以降申請
 注12: 周辺に設置する遮音壁は、次回以降申請
 注13: 防護フェンスは次回以降申請
 注14: ローリーキルンは次回以降申請
 注15: 気体検出設備の周囲に設置する配管カバーは次回以降申請
 注16: 評価対象設備の臨界評価は次回以降申請
 注17: 放射線管理棟の奥物貯蔵設備(1)、ドラム缶ラジエーター、及びクリーンは次回以降申請
 注18: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
 注19: 評価フェンスは次回以降申請
 注20: 評価対象設備の臨界評価は次回以降申請
 注21: 評価対象設備の臨界評価は次回以降申請
 注22: 防火水櫃、可燃物貯蔵タンクは次回以降申請
 注23: 水を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の隔壁は次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
 ◎: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり 注6

本加工施設では該当しない項目
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更理由

表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (5次申請、その他の加工施設 1/1)

5次申請書(2020.7.30付け三原燃第20-0273号から引用)

Table with columns for material No., project No., and various technical standards (1-23). It includes a detailed grid for correspondence between design and standards, with rows for items like '非常用ディーゼル発電機' and '分析装置'.

*1: 専 (内部漏水止水用) は、先行設工事で認可済み
*2: 漏水検知警報設備は、次回以降申請
*3: 次回以降申請する工場稼働域内の全てのタンクを使用する設備・機器と合わせて立地角法により安全であることを評価結果を示す。
*4: 局所排気設備は、次回以降申請
*5: 屋外ケーブル系統は、次回以降申請
※ 事業許可の安全機能一覧で区分された設備の分析用途に対して必要となる機器を設工認申請する。

Legend for design change symbols:
○: 設計変更なし+工事なし
◎: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり
本加工施設では該当しない項目
加工施設の技術基準が変更または追加されている項目
注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(5次申請、その他の加工施設 1/1)

		5次申請書(2020.7.30付け三原燃第20-0273号から引用)																															
仕様表No.	設計番号	事業許可との対応	1	2	3	4	5						6	7	8				9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
名称			1	2	3	4	5						6	7	8				9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
名称			1	2	3	4	5						6	7	8				9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表り改-1	非常用ディーゼル発電機(1)	[887.888]非常用設備 非常用電源設備	改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
表り改-2	表面電離型質量分析装置(1)	[906]分析設備 同位体分析装置	改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
表り改-3	同位体分光分析装置	[907]分析設備 不純物分析設備	改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	ICP質量分析装置		改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	ICP分光分析装置		改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	自動水分分析装置		改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	炭素・酸素同時分析装置		改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	自動ハロゲン分析装置		改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	α線スペクトル分析装置		改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	薬水タンク		改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表り改-4	比表面積測定装置	[908]分析設備 物性測定設備	改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	高密度測定装置		改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	平均粒径測定装置		改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表り改-5	試料回収ボックス(不純物分析設備付)	[909]分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付)	改定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

*1: 薬(内部止水用)は、先行設工で認可済み
 *2: 漏水検知警報設備は、次回以降申請
 *3: 次回以降申請する工場棟内でのクワンを使用する設備・機器と合わせて立体角法により安全であることを目録記載する。
 *4: 局所排気設備は、次回以降申請
 *5: 屋外ケーブル系統は、次回以降申請
 ※ 事業許可の安全機能一覧で区分された設備の分析用途に対して必要となる機器を設工認申請する。

○: 設計変更なし+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり
 ◎: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。
 本加工施設では該当しない項目
 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更理由

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(2/3)

仕様書No.	設計番号	区分	資料No.																							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表1-1-1 第1種事務所	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓 ¹⁾	改定																								
	消火設備 消火栓	変更なし																								
	自動火災検知設備 火災感知設備	変更なし																								
	自動火災検知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
表1-1-1 第1種業務用倉庫	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	消火設備 消火栓	変更なし																								
	自動火災検知設備 火災感知設備	変更なし																								
	自動火災検知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
	緊急対策設備(2) 消防防止用防護ネット	新設																								
表1-1-2 第1種業務用倉庫	非常用通報設備 放送設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	自動火災検知設備 火災感知設備	増設																								
	自動火災検知設備 警報設備	増設																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	増設																								
	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																								
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
	緊急対策設備(2) 消防防止用防護ネット	新設																								
	緊急対策設備(3) 環(内貯留水止水用)	新設																								
	表1-1-3 第2種業務用倉庫	非常用通報設備 放送設備	増設																							
非常用通報設備 非常ベル設備		変更なし																								
非常用通報設備 放送設備		変更なし																								
非常用通報設備 通信連絡設備		増設																								
消火設備 屋外消火栓		変更なし																								
消火設備 消火栓		変更なし																								
自動火災検知設備 火災感知設備		改定																								
自動火災検知設備 警報設備		変更なし																								
緊急対策設備(1) 非常用照明		変更なし																								
緊急対策設備(1) 誘導灯		変更なし																								

注1: 非管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
 注2: 第1種管理区域である第1種業務用倉庫のシャッター扉に防火性能を確保
 注3: 消防用消火栓は20mコースを14.5mに改定する。消防用消火栓は取外し型を確保改定する。
 *1: 評価対象設備の設置等は次回以降申請
 *2: 環に設置する排水検知警報設備は次回以降申請
 *3: 防火水龍、可動消防ポンプは次回以降申請
 *4: 図体業務用の換気設備(換気設備)は次回以降申請
 *5: 図体業務用の換気設備(図体業務用換気設備)は次回以降申請
 *6: 図体業務用の換気設備(換気設備)のクリーンは次回以降申請
 *7: 非常用ディーゼル発電機は次回以降申請
 *8: 建物内の設備及び設備間切話の環は次回以降申請
 *9: 非常用電源装置は次回以降申請
 *10: エアコン、ハンドフットモーターは次回以降申請
 *11: シリンドラ製浄化装置は次回以降申請
 *12: 原料貯蔵所等は次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
 ◎: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり 注4

注4: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該設備に關して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 設工技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設

非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火栓	

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(2/3)

仕様表No.	設計番号	設備名	項目																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
表1-1 第1種建築物	表1-1-1 第1種建築物	非常用通報設備 非常ベル設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		非常用通報設備 放送設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		非常用通報設備 通信連絡設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		消火設備 屋外消火栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		消火設備 消火栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動火災報知設備 火災感知設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動火災報知設備 警報設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1) 非常用照明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1) 誘導灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1-2 第1種建築物	表1-2-1 第1種建築物	非常用通報設備 放送設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		非常用通報設備 通信連絡設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		消火設備 屋外消火栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		消火設備 消火栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動火災報知設備 火災感知設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動火災報知設備 警報設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1) 非常用照明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1) 誘導灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(2) 避難防止用防煙ネット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
表1-3 第2種建築物	表1-3-1 第2種建築物	非常用通報設備 非常ベル設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		非常用通報設備 放送設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		非常用通報設備 通信連絡設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		消火設備 屋外消火栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		消火設備 消火栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動火災報知設備 火災感知設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		自動火災報知設備 警報設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1) 非常用照明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1) 誘導灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1: 非常用通報設備から第2種管理区域へ管理区域区分を要
 注2: 第1種管理区域である第1種建築物の避難経路 換気処理室のシャッター開放時に負圧を維持
 注3: 屋外消火栓は20mコースを1.4m以上取付する。屋外消火栓は取外し一時使用後改善する。
 *1: 評価対象設備の設置評定は次図以降申請
 *2: 現に設置する屋外消火栓は次図以降申請
 *3: 防火水栓、可動消防ポンプは次図以降申請
 *4: 既設建築物の避難設備 (防煙設備) は次図以降申請
 *5: 既設建築物の避難設備 (既設換気処理設備) は次図以降申請
 *6: 既設建築物の避難設備 (防煙設備) のクレーンは次図以降申請
 *7: 非常用ディジーライト発光機は次図以降申請
 *8: 建物内の設備及び設備周辺部の煙は次図以降申請
 *9: 昇降機電気装置は次図以降申請
 *10: エアスミア、ハンドフットモータは次図以降申請
 *11: 洗浄機通風機は次図以降申請
 *12: 原料貯蔵所環境は次図以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
 ◎: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり 注4

注4: 当該設計事項に対応するための工事だけではなく、当該設備に因って工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 加工技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火栓	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

